

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

修正前			修正後（案）		
時 期	手 段	内 容	時 期	手 段	内 容
第3章 風水害応急 第3節 災害広報 第1 災害広報 (略) ■広報の時期、手段、内容			第3章 風水害応急 第3節 災害広報 第1 災害広報 (略) ■広報の時期、手段、内容		
災害発生前	第3章第2節 第1 気象情報等の収集伝達 5住民への周知のとおり	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始 <input type="checkbox"/> 気象情報 <input type="checkbox"/> 市民のとるべき災害への対策 <input type="checkbox"/> 避難所の開設状況	災害発生前	第3章第2節 第1 気象情報等の収集伝達 5住民への周知のとおり	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始 <input type="checkbox"/> <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> <input type="checkbox"/> 気象情報 <input type="checkbox"/> 市民のとるべき災害への対策 <input type="checkbox"/> 避難所の開設状況
災害発生直後	上段に加え、 現場での広報 テレビ・ラジオ等	<input type="checkbox"/> <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> <input type="checkbox"/> 気象情報、危険情報 <input type="checkbox"/> 被害の状況 <input type="checkbox"/> 市民のとるべき措置 <input type="checkbox"/> 自主防災活動の要請 <input type="checkbox"/> 避難所の開設状況	災害発生直後	上段に加え、 現場での広報 テレビ・ラジオ等	<input type="checkbox"/> 災害発生情報 <input type="checkbox"/> 気象情報、危険情報 <input type="checkbox"/> 被害の状況 <input type="checkbox"/> 市民のとるべき措置 <input type="checkbox"/> 自主防災活動の要請 <input type="checkbox"/> 避難所の開設状況
応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・ 看板 J COM九州（ケーブルテレビ） 等	<input type="checkbox"/> 気象情報、危険情報 <input type="checkbox"/> 被害の状況 <input type="checkbox"/> 交通状況・ライフライン施設の被害状況 <input type="checkbox"/> 応急対策の概況、復旧の見通し <input type="checkbox"/> 安否情報 <input type="checkbox"/> 市民のとるべき防災対策 <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・ 看板 J COM九州（ケーブルテレビ） 等	<input type="checkbox"/> 気象情報、危険情報 <input type="checkbox"/> 被害の状況 <input type="checkbox"/> 交通状況・ライフライン施設の被害状況 <input type="checkbox"/> 応急対策の概況、復旧の見通し <input type="checkbox"/> 安否情報 <input type="checkbox"/> 市民のとるべき防災対策 <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

<p>第3章 風水害応急 第6節 避難対策 (略)</p> <p>第1 避難勧告等</p> <p>1 避難勧告等の発令権者</p> <p>市長は、今後、避難勧告や避難指示（緊急）の発令が予想されるときに、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。また、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難勧告」を発令し、事態が切迫し、急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。</p> <p>(略)</p>							<p>第3章 風水害応急 第6節 避難対策 (略)</p> <p>第1 避難勧告等</p> <p>1 避難勧告等の発令権者</p> <p>市長は、今後、避難勧告や避難指示（緊急）の発令が予想されるときに、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「避難準備・高齢者等避難開始」（警戒レベル3）を発令する。また、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生するおそれがあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難勧告」（警戒レベル4）を発令する。また、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合には「避難指示（緊急）」（警戒レベル4）を発令する。</p> <p>(略)</p>						
<p>■避難勧告等の発令権者及びその内容</p>							<p>■避難勧告等の発令権者及びその内容</p>						
市長	意思決定代行順位 その他の委任市職員	災害全般	勧告	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	県知事に報告（窓口：防災危機管理局）	市長	意思決定代行順位 その他の委任市職員	災害全般	勧告	○ 災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	県知事に報告（窓口：防災危機管理局）
			指示（緊急）	○ 上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めたとき	同上第1項				指示（緊急）	○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合	同上第1項		
			安全確保措置の指示	○ 避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	同上第3項				安全確保措置の指示	○ 避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	同上第3項		

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

知事 (委任を受けた 吏員)	災害全般	勧告、 指示 (緊急) 全 確 保 措 置 の 指 示	○ 上記の場合において、市長 がその全部又は大部分の事務 を行なうことができなくなっ たとき	同上 第6項	事務 代行 の指 示	知事 (委任を受けた 吏員)	災害全般	勧告、 指示 (緊急) 全 確 保 措 置 の 指 示	○ 上記の場合において、市長 がその全部又は大部分の事務 を行なうことができなくなっ たとき	同上 第6項	事務 代行 の指 示
警察官 海上保安官	災害全般	指示 (緊急) 全 確 保 措 置 の 指 示	○ 上記の場合において、市長 が避難のための立ち退き又は 安全確保措置を指示するこ とができないと認めるとき、又は 市長から要求があったとき ○ 危険な事態がある場合に おいて、特に急を要する場合	市長 に 通知 (市 長は 県知 事 に報 告)	同上 第61条 第1項	警察官 海上保安官	災害全般	指示 (緊急) 全 確 保 措 置 の 指 示	○ 上記の場合において、市長 が避難のための立ち退き又は 安全確保措置を指示するこ とができないと認めるとき、又は 市長から要求があったとき ○ 危険な事態がある場合に おいて、特に急を要する場合	市長 に 通知 (市 長は 県知 事 に報 告)	同上 第61条 第1項

## 2 避難勧告等の区分

避難勧告等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

## ■避難勧告等の区分

区分	発令時の状況	市民等に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	○ 要配慮者、特に 避難行動要支援者が 避難行動を開始 しなければならない段階であり、人的 被害の発生する可 能性が高まった状 況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退 き避難する。 ・他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に <u>避難を開始することが望ましい</u> 。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

## 2 避難勧告等の区分

避難勧告等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

## ■避難勧告等の区分

警戒 レベル	区分	発令時の状況	市民等に求める行動
警戒 レベル 3	避 難 準 備 ・ 高 齢 者 等 避 難 開 始	○ 要配慮者、特に 避難行動要支援者が 避難行動を開始 しなければならない段階であり、人的 被害の発生する可 能性が高まった状 況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援 者は立退き避難する。 ・他の人は立退き避難の準備を整える とともに、以後の防災気象情報、水位情報 等に注意を払い、自発的に <u>避難を始めるこ とが望ましい</u> 。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災 害の危険性がある区域や急激な水位上昇 のおそれがある河川沿いでは、避難準備が 整い次第、当該災害に対応した指定緊急避 難場所へ立退き避難することが強く望 まれる。

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>	<p>警戒レベル4</p> <p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<p><u>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>	<p>警戒レベル4</p> <p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>					
避難指示（緊急）		<p><u>既に災害が発生している場合（災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）</u></p>	<p>警戒レベル5</p> <p>災害発生情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している場合（災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>命を守るための最善の行動とする。</li> </ul>					
3 避難勧告等の基準 (略)		3 避難勧告等の基準 (略)							
<p>■避難勧告等の発令基準（「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」より）</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td>河川のはん濫(水位周知河川)</td><td>土砂災害</td><td>高潮災害</td><td></td></tr> </table>						河川のはん濫(水位周知河川)	土砂災害	高潮災害	
	河川のはん濫(水位周知河川)	土砂災害	高潮災害						

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

避難準備・高齢者等避難開始	<p>大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても避難判断水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合</p> <p>※水位周知河川は、釣川、山田川、八並川。</p> <p>※水位観測所は、水位周知河川に全5箇所を設置。</p>	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合</p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過した場合</p> <p>②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>③強い降雨を伴う台風が夜間から翌明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p><u>高潮警報が発表されたとき</u></p>	避難準備・高齢者等避難開始	<p>大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても避難判断水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合</p> <p>※水位周知河川は、釣川、山田川、八並川。</p> <p>※水位観測所は、水位周知河川に全5箇所を設置。</p>	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合</p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過した場合</p> <p>②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>③強い降雨を伴う台風が夜間から翌明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>①～③のいずれかに該当する場合に発令する。</p> <p>①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合</p> <p>③「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>

警戒レベル3

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

避 難 勧 告	大雨警報（浸水害） 又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施してもはん濫危険水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合          ①土砂災害警戒情報が発表された場合          ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合          ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合          ④土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り・渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>高潮警報が発表され、海岸部等への浸水が予想されるおそれがあるとき</p>	避 難 勧 告 警 戒 レ ベ ル 4	大雨警報（浸水害） 又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施してもはん濫危険水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合          ①土砂災害警戒情報が発表された場合          ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合          ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合          ④土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り・渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>①～③のいずれかに該当する場合に発令する。          ①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合          ②高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合          ③高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p>

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

避難指示 (緊急)	大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても堤防高（又は後背地地盤高）【水位観測所ごとに設定】に達するおそれが高い場合	①～⑤のいずれか1つに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③土砂災害が発生した場合 ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	①～③のいずれか1つに該当する場合 ①高潮により住家への浸水が発生したとき ②海岸において、堤防の倒壊が発生したとき ③海岸において、異常な越波・越流が発生したとき		大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても堤防高（又は後背地地盤高）【水位観測所ごとに設定】に達するおそれが高い場合	①～③のいずれか1つに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	潮位が「危険潮位」を越え、浸水が発生したと推測される場合
				避難指示 (緊急) 警戒レベル4	決壊や越水・溢水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合	海岸堤防等の倒壊や、異常な越波・越流が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

5 避難勧告等の伝達

統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに避難勧告等を、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するよう努めるとともに、情報の伝わりにくくい要配慮者、特に避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に特に配慮する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

■避難勧告等の方法及び伝達事項

担当・方法	統括部（地域安全課） 関係各班 放送事業者	市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、B i z F A X等) 市防災行政無線、広報車、消防団 テレビ、ラジオ等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="radio"/> 避難対象地域 <input type="radio"/> 避難先	<input type="radio"/> 避難勧告等、安全確保措置の指示の理由 <input type="radio"/> 注意事項（戸締まり、携行品）等

5 避難勧告等の伝達

統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに避難勧告等を、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するよう努めるとともに、情報の伝わりにくくい要配慮者、特に避難行動要支援者及びその支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に特に配慮する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

■避難勧告等の方法及び伝達事項

担当・方法	統括部（地域安全課） 関係各班 放送事業者	市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、B i z F A X等) 市防災行政無線、広報車、消防団 テレビ、ラジオ等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="radio"/> 警戒レベル <input type="radio"/> 避難対象地域 <input type="radio"/> 避難先 <input type="radio"/> 住民がとるべき行動	<input type="radio"/> 避難勧告等、安全確保措置の指示の理由 <input type="radio"/> 注意事項（戸締まり、携行品）等

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

第6章 復旧復興 第2節 被災者等の生活再建等の支援 第4 災害援護資金等の融資 ■災害援護資金の内容		第6章 復旧復興 第2節 被災者等の生活再建等の支援 第4 灾害援護資金等の融資 ■災害援護資金の内容																																					
災害対象 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		災害対象 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害																																					
<table border="1"> <tr> <td>1 世帯主の1か月以上の負傷</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>2 家財等の損害</td><td>ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は350万円流出</td> </tr> <tr> <td>3 1と2が重複した場合</td><td>ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</td> </tr> <tr> <td>4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</td> </tr> </table>		1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は350万円流出	3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	<table border="1"> <tr> <td>1 世帯主の1か月以上の負傷</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>2 家財等の損害</td><td>ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は350万円流出</td> </tr> <tr> <td>3 1と2が重複した場合</td><td>ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</td> </tr> <tr> <td>4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</td> </tr> </table>		1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は350万円流出	3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円																				
1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円																																						
2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は350万円流出																																						
3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円																																						
4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円																																						
1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円																																						
2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は350万円流出																																						
3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円																																						
4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円																																						
<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>(世帯人員)</td><td>(市民税における前年の総所得金額)</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>220万円</td><td></td></tr> <tr> <td>2人</td><td>430万円</td><td></td></tr> <tr> <td>3人</td><td>620万円</td><td></td></tr> <tr> <td>4人</td><td>730万円</td><td></td></tr> <tr> <td>5人以上</td><td colspan="2">(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。</td></tr> </table>		貸付限度額	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)	1人	220万円		2人	430万円		3人	620万円		4人	730万円		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		<table border="1"> <tr> <td>貸付条件</td><td>(世帯人員)</td><td>(市民税における前年の総所得金額)</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>220万円</td><td></td></tr> <tr> <td>2人</td><td>430万円</td><td></td></tr> <tr> <td>3人</td><td>620万円</td><td></td></tr> <tr> <td>4人</td><td>730万円</td><td></td></tr> <tr> <td>5人以上</td><td colspan="2">(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。</td></tr> </table>		貸付条件	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)	1人	220万円		2人	430万円		3人	620万円		4人	730万円		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	
貸付限度額	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)																																					
1人	220万円																																						
2人	430万円																																						
3人	620万円																																						
4人	730万円																																						
5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。																																						
貸付条件	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)																																					
1人	220万円																																						
2人	430万円																																						
3人	620万円																																						
4人	730万円																																						
5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。																																						
<table border="1"> <tr> <td>所得制限</td><td>利</td><td>率</td></tr> <tr> <td>5人以上</td><td>年3%</td><td>(据置期間は無利子)</td></tr> </table>		所得制限	利	率	5人以上	年3%	(据置期間は無利子)	<table border="1"> <tr> <td>所得制限</td><td>利</td><td>率</td></tr> <tr> <td>5人以上</td><td>年3%</td><td>以内で規則で定める率 (据置期間は無利子)</td></tr> </table>		所得制限	利	率	5人以上	年3%	以内で規則で定める率 (据置期間は無利子)																								
所得制限	利	率																																					
5人以上	年3%	(据置期間は無利子)																																					
所得制限	利	率																																					
5人以上	年3%	以内で規則で定める率 (据置期間は無利子)																																					
<table border="1"> <tr> <td>据置期間</td><td>3年 (特別の事情がある場合5年)</td></tr> </table>		据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)	<table border="1"> <tr> <td>据置期間</td><td>3年 (特別の事情がある場合5年)</td></tr> </table>		据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)																																
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)																																						
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)																																						
<table border="1"> <tr> <td>償還期間</td><td>10年 (据置期間含む)</td></tr> </table>		償還期間	10年 (据置期間含む)	<table border="1"> <tr> <td>償還期間</td><td>10年 (据置期間含む)</td></tr> </table>		償還期間	10年 (据置期間含む)																																
償還期間	10年 (据置期間含む)																																						
償還期間	10年 (据置期間含む)																																						
<table border="1"> <tr> <td>償還方法</td><td>年賦又は半年賦</td></tr> </table>		償還方法	年賦又は半年賦	<table border="1"> <tr> <td>償還方法</td><td>年賦、半年賦又は月賦</td></tr> </table>		償還方法	年賦、半年賦又は月賦																																
償還方法	年賦又は半年賦																																						
償還方法	年賦、半年賦又は月賦																																						
根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)		根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)																																					

宗像市地域防災計画 令和元年度第1回修正 新旧対照表

--	--